

福岡市地域防災計画

災害対策基本法に基づく計画で、災害予防、災害応急対策、災害復旧等に関する事項について定めるものであり、同法第42条に基づき、毎年、必要な修正を行っている。

令和2・3年度は、所要の改正を行い、福岡市防災会議運営規程第5条に基づき専決処分を行った。

令和2年度の主な修正項目

(1) 避難勧告等の発令の判断基準の修正

- 避難勧告等に関するガイドライン（内閣府）の改定等を踏まえた発令の基準とする情報を明確化

河川水位の基準、気象庁が提供する洪水に関する災害発生の危険度を示す情報及び避難が必要となることが想定される時間帯(深夜・早朝など)を考慮して発令

- 高潮、内水の判断基準の追加

(2) 内水浸水災害の予防対策の修正

- 内水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止措置の実施について追加

- ・内水浸水想定区域内にある地下街等の名称及び所在地の記載
- ・内水氾濫に係る水位情報の伝達方法
- ・内水ハザードマップの作成・配布 など

(3) その他必要項目の追加

- ・防災重点ため池に係る迅速な避難行動につなげる対策や施設維持・補強対策の推進
- ・大規模盛土造成地マップの公表
- ・中小河川（水位周知河川以外）における水位監視

令和3年度の主な修正項目

(1) 新型コロナウイルス感染症等への対応

- 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策への強化を追加

- ・避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策
- ・避難所運営用備蓄として、感染症対策物資の追加（マスク、手指用消毒液、体温計、ハンドソープなど）

(2) 長期停電への対応

- 非常用電源の整備及び電気自動車等を活用した電力の確保を追加

- ・災害対策本部が設置される本庁舎及び各区役所において、発災後72時間は外部からの供給なしに電力確保が可能となる非常用電源の整備
- ・避指定避難所である公民館等において、電気自動車等を活用した電力確保の推進